

◎新潟県告示第700号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により次のとおり許可を取り消した。

令和5年6月9日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 処分をした年月日 令和5年6月1日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
株式会社 田代屋工業  
高橋 俊博
- 3 主たる営業所の所在地  
十日町市野口553
- 4 許可番号 新潟県知事許可（般－2）第44766号
- 5 処分の内容 土木工事業、解体工事業に係る一般建設業の許可の取消し（一部廃業）
- 6 処分の原因となった事実  
令和5年5月9日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

- 
- 1 処分をした年月日 令和5年6月1日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
小田工務店  
小田 將博
  - 3 主たる営業所の所在地  
佐渡市寺田309－1
  - 4 許可番号 新潟県知事許可（般－30）第44449号
  - 5 処分の内容 土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し（全部廃業）
  - 6 処分の原因となった事実  
令和5年5月12日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

- 
- 1 処分をした年月日 令和5年6月1日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
阿部設備  
阿部 匡浩
  - 3 主たる営業所の所在地  
新潟市東区神明町7－33
  - 4 許可番号 新潟県知事許可（般－2）第45963号
  - 5 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の取消し（全部廃業）
  - 6 処分の原因となった事実  
令和5年5月12日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

- 
- 1 処分をした年月日 令和5年6月1日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
カネコ工業 株式会社  
涌井 正範
  - 3 主たる営業所の所在地  
十日町市美雪町1－37
  - 4 許可番号 新潟県知事許可（特－2）第18317号
  - 5 処分の内容 電気工事業に係る特定建設業の許可の取消し（一部廃業）

6 処分の原因となった事実

令和5年5月15日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

---